



茨城県報

第 8 1 9 号

平成9年1月9日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

●平成8年度市町村に係る普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則 ^(地方課)	1
告 示	
●字の区域の変更(2件) ^(地方課)	6
●道路の区域の変更(5件) ^(道路維持課)	9
●道路の供用の開始(3件) ^()	12
●都市計画事業の認可 ^(公園街路課)	13
●都市計画の変更の認可 ^()	13
●換地処分の届出(3件) ^(土地改良事業課)	14
公 告	
●県営土地改良事業計画 ^(農地管理課)	14

規 則

茨城県規則第1号

平成8年度市町村に係る普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則を次のように定める。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

平成8年度市町村に係る普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号。以下「省令」という。)の規定に基づき、市町村に対して交付すべき地方交付税のうち平成8年度分の普通交付税の算定に用いる基準財政収入額の算定の基礎となる基準税額等の算定方法を定めるものとする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第2条 市町村民税の所得割に係る基準税額のうち省令第31条第3項第2号に規定する額は、知事が市町村ごとに次の算式により算定して当該市長村長に通知した額とする。

算式

$$\{(132,140円 \times a) \times A - B + C + D\} \times 0.731 \times 0.999163757$$

(132,140円 × a) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 平成 7 年度市町村税課税状況等の調 (平成 7 年 5 月 1 日付け自治市第 53 号税務局長通知に基づいて調製されたものをいう。以下「課税状況調」という。) 第 12 表合計の表側「市町村民税」の「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の当該市町村ごとの数にそれぞれ次の率を乗じて得た数 (整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) の当該市町村ごとの合計数に別表 A 欄に定める率を乗じて得た数 (整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

課税標準額の段階		率
	5万円以下の金額	3.657
5万円を超え	10万円以下の金額	1.503
10万円を超え	20万円以下の金額	1.164
20万円を超え	40万円以下の金額	1.037
40万円を超え	60万円以下の金額	1.009
60万円を超え	80万円以下の金額	1.006
80万円を超え	120万円以下の金額	1.005
120万円を超え	160万円以下の金額	1.005
160万円を超え	200万円以下の金額	1.004
200万円を超え	300万円以下の金額	1.001
300万円を超える金額		1.000

B 課税状況調第 12 表合計の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「計」欄に係る当該市町村ごとの額に 1.138 を乗じて得た額 (500 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を 1,000 円とする。)

C 課税状況調第 20 表 (退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調) の表側「平成 5 年度」のうち「計」、表頭「税額」欄に係る当該市町村ごとの額に 1.105 を乗じて得た額 (500 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を 1,000 円とする。)

D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る平成 8 年度当初調定に係る税額として知事が調査した額からその納税義務者数として知事が調査した数に 13,000 円を乗じて得た額を控除した額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表 B 欄に定める当該市町村ごとの単位数補正率

(市町村たばこ税の基準税額の算定方法)

第 3 条 市町村たばこ税の基準税額は、知事が市町村ごとに次の算式により算定して当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 1.4866 \times 0.999441431$$

A 及び $(A \times B)$ に 500 未満の端数があるときは各々その端数を切り捨て、500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

算式の符号

A 平成 7 年 3 月 1 日から平成 8 年 2 月末日までの間の当該市町村の区域内における地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 465 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等 (以下この条において「売渡し等」

という。)に係る製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第2項及び第3項の規定によって換算した本数とする。以下この条において同じ。)

B 次の算式によって算定した市町村ごとの伸び率(算定の過程及び当該伸び率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left[\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right] \times 0.9965$$

- a 前記Aに同じ。
- b 平成5年3月1日から平成6年2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数
- c aの県総数
- d bの県総数

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第4条 自動車取得税交付金の基準額は、知事が市町村ごとに次の算式により算定して当該市長村長に通知した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 0.75 \times 0.999601764$$

算式の符号

- A 平成7年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額
- B 次の算式によって算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸び率(算定の過程及び当該伸び率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left[\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right] \times 1.016$$

- a 前記Aに同じ。
- b 平成5年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額
- c aの県総額
- d bの県総額

(市町村民税の所得割に係る特例加算額に係る額の算定方法)

第5条 省令附則第19条の5第2項第2号に規定する額は、市町村ごとに次の算式により算定した額とする。

算式

$$\{ (132,140円 \times a') \times A - B + C + D \} \times 0.731 \times 0.998835340$$

(132,140円 × a') に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- A 第2条の算式の符号Aに同じ。
 - B 第2条の算式の符号Bに同じ。
 - C 課税状況調第20表(退職所得の分離課税に係る所得割金額等に関する調)の表側「平成6年度」のうち「計」、表頭「税額」欄に係る当該市町村ごとの額に1.203を乗じて得た数(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)
 - D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等の譲渡所得に係る平成7年度当初調定に係る額として知事が調査した額
- a' 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表C欄に定める当該市町村

ごとの単位額補正率

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条, 第5条)

市町村名	A	B	C
1 水戸市	1.024	0.990	1.197
2 日立市	1.020	0.880	1.079
3 土浦市	1.031	0.978	1.190
4 古河市	1.018	0.839	1.031
5 石岡市	1.033	0.762	0.944
6 下館市	1.026	0.789	0.973
7 結城市	1.031	0.701	0.874
8 竜ヶ崎市	1.065	0.988	1.209
9 下妻市	1.026	0.645	0.805
10 水海道市	1.018	0.660	0.826
11 常陸太田市	1.031	0.764	0.953
12 高萩市	1.024	0.681	0.859
13 北茨城市	1.022	0.601	0.760
14 笠間市	1.011	0.644	0.803
15 取手市	1.031	1.097	1.334
16 岩井市	1.029	0.604	0.765
17 牛久市	1.061	1.123	1.370
18 つくば市	1.048	0.975	1.193
19 ひたちなか市	1.030	0.864	1.065
20 鹿嶋市	1.042	0.724	0.910
21 茨城町	1.036	0.594	0.750
22 小川町	1.037	0.602	0.760
23 美野里町	1.051	0.659	0.827
24 内原町	1.017	0.686	0.861
25 常北町	1.047	0.583	0.739
26 桂村	1.049	0.503	0.646
27 御前山村	1.001	0.521	0.659
28 大洗町	1.020	0.658	0.817
29 友部町	1.037	0.824	1.015
30 岩間町	1.022	0.625	0.785
31 七会村	0.989	0.495	0.631
32 岩瀬町	1.011	0.668	0.826
33 東海村	1.046	0.964	1.188

市町村名	A	B	C
34 那珂町	1.043	0.767	0.956
35 瓜連町	1.027	0.768	0.957
36 大宮町	1.024	0.632	0.792
37 山方町	0.988	0.599	0.749
38 美和村	0.996	0.441	0.563
39 緒川村	0.999	0.405	0.525
40 金砂郷町	1.034	0.596	0.754
41 水府村	1.009	0.537	0.688
42 里美村	1.003	0.481	0.612
43 大子町	1.002	0.489	0.617
44 十王町	1.020	0.665	0.849
45 旭村	1.039	0.500	0.640
46 鉾田町	1.041	0.614	0.764
47 大洋村	1.041	0.520	0.663
48 神栖町	1.042	0.781	0.973
49 波崎町	1.037	0.702	0.885
50 麻生町	1.024	0.545	0.686
51 牛堀町	1.013	0.715	0.860
52 潮来町	1.038	0.657	0.825
53 北浦村	1.029	0.490	0.629
54 玉造町	1.020	0.527	0.672
55 江戸崎町	1.070	0.636	0.804
56 美浦村	1.062	1.012	0.228
57 阿見町	1.044	0.827	1.032
58 莖崎町	1.052	1.076	1.317
59 新利根町	1.047	0.507	0.657
60 河内町	1.054	0.556	0.708
61 桜川村	1.026	0.598	0.748
62 東町	1.040	0.515	0.662
63 出島村	1.040	0.620	0.785
64 玉里村	1.028	0.665	0.840
65 八郷町	1.029	0.537	0.689
66 千代田町	1.034	0.716	0.906
67 新治村	1.017	0.730	0.911
68 伊奈町	1.033	0.787	0.979
69 谷和原村	1.055	0.874	1.072
70 関城町	1.023	0.542	0.691
71 明野町	1.015	0.578	0.732

市町村名	A	B	C
72 真壁町	1.006	0.602	0.754
73 大和村	1.028	0.686	0.853
74 協和町	1.012	0.584	0.742
75 八千代町	1.041	0.554	0.704
76 千代川村	1.024	0.574	0.724
77 石下町	1.040	0.600	0.751
78 総和町	1.048	0.727	0.913
79 五霞町	1.040	0.678	0.855
80 三和町	1.048	0.604	0.768
81 猿島町	1.028	0.531	0.675
82 境町	1.042	0.613	0.773
83 守谷町	1.068	1.215	1.470
84 藤代町	1.039	1.046	1.278
85 利根町	1.037	1.134	1.380

告 示

茨城県告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により那珂町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

大字福田字一の関に変更する区域

大字鴻巣字東風谷 3248の2, 3248の4, 3248の7, 3248の19, 3248の20, 3249の2, 3249の3, 3249の6, 3249の8, 3249の9, 3250の2, 3250の3, 3250の8, 3250の9, 3250の11, 3250の12

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

茨城県告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により岩間町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

大字泉字巴川に変更する区域

大字泉字池下 415の1の一部, 427の一部, 428の一部, 433の一部, 434の一部, 437の一部, 446の一部, 447の一部, 449の一部, 452の一部, 453の一部, 456の一部, 457の一部, 462から465までの各一

	部, 473の一部, 474の一部
大字泉字堤下	1415, 1416の1, 1416の2の一部, 1416の3の一部, 1416の4, 1417の一部, $\left. \begin{matrix} 1418 \\ 1419 \end{matrix} \right)$, 1420から1426まで, 1426の1, 1427から1429まで, 1430の1, 1430の2, 1431, 1432, 1432の1, 1433から1444まで, 1445の1, 1445の2, 1446から1462まで, 1463の1, 1464の1, 1465の1, 1466の1, 1467の1, 1468の1, 1469の1, 1470の1, 1470の2, 1471, 1472の1, 1473の1から1473の3まで, 1474の1, 1475の1, 1476から1481まで, 1482の1, 1482の2, 1483から1486まで, 1487の1, 1487の2, 1488から1517まで, 1518の1, 1518の2, 1519から1523まで, 1524の1, 1525から1527まで
同 字平	1528の1, 1529の1, 1530の1, 1531, 1532, 1533の1, 1533の2, 1534から1548まで, 1580, 1582から1584まで, 1586の1, 1587の1, 1588の1, 1589, 1590の1, 1591の1, 1592, 1593, 1595の1, 1596の1の一部, 1596の3の一部, 1597から1599まで, 1600の3, 1601の1, 1602, 1603の1, 1604の1
同 字古市	2310
大字市野谷字平	875, 876の1
同 字山王	877の1, 878の1, 879の1, 880の3, 881の2, 884の3, 885の1, 885の3, 886, 887, 890, 922の1, 922の7, 923の1, 924の2, 925の3, 958の2, 985の4, 959の2, 960の2, 961の1, 968の3
同 字天王	1593から1595まで, 1601から1604まで, 1605の1, 1605の2, 1606, 1606の1, 1607の一部
同 字檜ノ木	1576
	及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部
	大字泉字仲村に変更する区域
大字市野谷字南田	49, $\left. \begin{matrix} 50 \\ 51 \end{matrix} \right)$, 52から54まで, 55の1, 56の1, 57の1, 58の1, 59の1から59の3まで, 60の1から60の3まで, 61, 62の1, 63の1, 64の1, 65の1
同 字西裏	758の1, 759から761まで, 761の1
大字泉字南田	790の1, 790の2, 791の1, 792から797まで, 798の1, 799の1, 800, 801, 802の1, 803の1, 804, 805, 817, 818, 827の2, 827の3, 828, 829, 830の1, 830の2, 832から840まで, 842, 843, 844の1, 844の2, 845, 846, 847の1, 847の2, 848から850まで, 852, 853
同 字中村	984, 985, 985の1, 986, 987, 989の1, 998, 999, 1000の1, 1001の1, 1002の1, 1003の1, 1004の1, 1007の2, 1008の1, 1008の2, 1009の1, 1009の2, 1010の1, 1010の2, 1011の1, 1011の2, 1012の1, 1012の3, 1013の1, 1014, 1015の1, 1015の2, 1016の1, 1041, 1042, 1045, 1049, 1050, $\left. \begin{matrix} 1051 \\ 1126 \end{matrix} \right)$, 1052, 1053, 1061, 1062, 1068の1, 1069の1, 1069の2, 1070の1, 1071から1073まで, 1074の1, 1075の1, 1082から1084まで, 1085の1, 1086の1, 1087, 1089の1, 1090, 1093の1, 1094の1, 1095の1, 1095の2, 1096の1, 1122, 1123, 1125の1, 1125の2
	及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部
	大字泉字神本に変更する区域
大字市野谷字西裏	776, 777, 800の1, 801の1, 802の1, 803の1, 803の2, 804, 805の2, 805の3, 806, 807, 809, 812, 813, 816から818まで, 820, 821の1, 821の2, 822から825まで, 1203の1
同 字天王	1596から1600まで
	及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字泉字池下に変更する区域

大字泉字北浦 430

同 字堤下 1416の2の一部, 1416の3の一部, 1417の一部

大字市野谷字天王 1607の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字泉字神根に変更する区域

大字泉字堤下 1470の4, 1472の3, 1473の5

同 字平 1529の3, 1530の3, 1603の4

大字市野谷字天王 1588, 1589, 1591の1, 1592の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字泉字北浦に変更する区域

大字市野谷字榎ノ木 1580の1, 1581の1, 1582の2

大字泉字古市 2125の2, 2138の2, 2149の1, 2149の2, 2275から2277まで, 2278の1, 2279, 2280, 2281の1, 2282の1, 2283, 2284, 2285の1, 2289から2294まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字市野谷字山王に変更する区域

大字福島字中谷原 262の1の一部, 264の4, 265の3, 266の1

大字市野谷字太田部 1070の3, $\left(\begin{smallmatrix} 1071 \\ 1072 \end{smallmatrix} \right)$, $\left(\begin{smallmatrix} 1073 \\ 1074 \end{smallmatrix} \right)$, 1076の一部, 1076の1, 1077, 1077の1, $\left(\begin{smallmatrix} 1077-2 \\ 1077-3 \end{smallmatrix} \right)$, $\left(\begin{smallmatrix} 1078 \\ 1079 \end{smallmatrix} \right)$ の一部, 1080の一部, 1081, 1084の一部, 1084の1の一部, 1085の一部, 1085の1, $\left(\begin{smallmatrix} 1086 \\ 1087 \end{smallmatrix} \right)$ の一部

大字泉字巴川 2596, 2597の一部, 2598の1の一部, 2625の一部, 2626の一部, 2628の1の一部, 2628の2の一部, 2629から2632まで, 2767の一部, 2768

大字市野谷・福島・泉入合地字中谷原 1の2の一部, 1の3, 1の4の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字市野谷字二子塚に変更する区域

大字市野谷字山王 $\left(\begin{smallmatrix} 962 \\ 963 \end{smallmatrix} \right)$ の一部, 962の4の一部, 964の1の一部, 967の一部, 968の2, 969から971まで, 971の1, 972の一部, $\left(\begin{smallmatrix} 974 \\ 975 \end{smallmatrix} \right)$, 976, 977, 977の1, 977の2, 978, $\left(\begin{smallmatrix} 979 \\ 980 \end{smallmatrix} \right)$, 981, 982, 983の一部, 983の1の一部, 983の2の一部, 985の一部, 985の1, 986の一部, $\left(\begin{smallmatrix} 1040 \\ 1041 \end{smallmatrix} \right)$ の一部, $\left(\begin{smallmatrix} 1042 \\ 1043 \end{smallmatrix} \right)$ の一部, 1052から1056まで, 1057の一部, 1058の一部, 1060の一部同 字太田部 1076の一部, 1085の一部, $\left(\begin{smallmatrix} 1086 \\ 1087 \end{smallmatrix} \right)$ の一部, 1089から1091まで, 1092の一部大字泉字巴川 2568から2570まで, 2570の1, 2571から2577まで, 2578の1, 2579の6, 2580, 2581の1, 2582, 2583の3, 2585, 2586, 2588, 2589, 2597の一部, 2598の1の一部, 2598の2, 2599の1, 2599の2, 2600から2611まで, 2611の1から2611の3まで, 2612から2617まで, 2622から2624まで, 2625の一部, 2626の一部, 2626の1, 2627, 2627の1, 2628の1の一部, 2628の2の一部, 2633, 2633の1, 2634, 2634の1, 2635, 2636, 2698から2700まで, 2700の1, 2704, 2705, 2706の一部, 2707から2710まで, 2710の1, 2711, 2711の1, 2712から2715まで, 2715の1, 2716, 2716の1, 2717から2719まで, 2719の1, 2719の2, 2720から2722まで, 2722の1, 2723から2725まで, 2725の1の一部, 2726, 2727の一部, 2727の1の一部, 2728の一部, 2729の一部, 2729の1の一部, 2730の一部, $\left(\begin{smallmatrix} 2763 \\ 2764 \end{smallmatrix} \right)$ の一部, 2765, 2766, 2767の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字市野谷字小島に変更する区域

大字福島字五反田 230の1の一部

大字市野谷字太田部 1085の一部、¹⁰⁸⁶/₁₀₈₇)の一部、1092の一部、1093の1、1093の2、1094の一部、1099の一部、1100の一部、1103の一部、1104、1105の一部、1108の一部、1109の一部、1112から1114までの各一部、¹¹¹⁵/₁₁₁₆)の一部、1120の一部、1121

同 字二子塚 1437、1438の1から1438の3まで、1439、1439の1、1440から1442まで、1442の1、1443、1445、¹⁴⁴⁶/₁₄₄₇)、1448から1455まで、1456の一部

大字泉字巴川 2725の1の一部、2727の一部、2727の1の一部、2728の一部、2729の一部、2729の1の一部、2730の一部、2731から2735まで、2735の1、2736から2740まで、²⁷⁴¹/₂₇₄₂)、2743から2745まで、2753、2754、2754の1、2755、2756、2756の1、2757から2762まで、²⁷⁶³/₂₇₆₄)の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字市野谷字太田部に変更する区域

大字福島字中谷原 265の1の一部、267の一部、289の1、289の3から289の5まで、289の7、289の8

大字市野谷字山王 936の2、936の3、937の1、938の1、939の1、939の2、940から942まで、943の1、943の2、944の1、945の1、946の3、994、995の3、996の1、997の4、998の3、1005の3

大字泉字巴川 2595の1、2595の3、2595の4、2769の1、2769の2、2773、2774の1、2774の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字福島字福島に変更する区域

大字市野谷・福島・泉入合地字中谷原 1の1、1の2の一部、1の4の一部、1の5から1の7まで、1の9から1の11まで

大字福島字五反田 206の2、206の6、207の2、208から210まで、211の1、219の4、219の6、221の3、222の3、223の1、224、225の1、226の1、227の1、228、229、230の1の一部、230の2、231、231の1、232、232の1から232の3まで、233

同 字富士後 234の1、235の1、236の1、237の1

同 字中谷原 254の3、255の3、259の3、260の3、262の1の一部

大字市野谷字太田部 ¹⁰⁷⁸/₁₀₇₉)の一部、1080の一部、1082、1083、1084の一部、1084の1の一部、1085の一部、1092の一部、1094の一部、1094の1、1095、1095の1、1096から1098まで、1099の一部、1100の一部、1101、1102、1103の一部、1105の一部、1106、1107、1108の一部、1109の一部、1110、1111、1112から1144までの各一部、¹¹¹⁵/₁₁₁₆)の一部、1117、1117の1、1118、1118の1、1119、1119の1、1120の一部

同 字小島 1125の一部、1126の一部、1128の一部、1129、1129の1、1130から1139まで、1140の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

茨城県告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年1月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 つくば千代田線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡千代田町大字下土田 字宅地付1219番1地先から	旧	メートル 最大 24.0	メートル 791	
新治郡千代田町大字下土田 字石堂1158番9地先まで		最小 6.0		
新治郡千代田町大字下土田 字宅地付1219番1地先から		最大 41.0	921	
新治郡千代田町大字下土田 字石堂1158番9地先まで		最小 14.0		
新治郡千代田町大字下土田 字宅地付1219番1地先から	新	最大 41.0	220	旧道移管及び 重複区間の削除
新治郡千代田町大字下土田 字谷ツ420番4地先まで		最小 14.0		



茨城県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年1月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 江戸崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西江戸崎甲4825番地先から	旧	メートル 最大 16.8 最小 11.5	メートル 33	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西江戸崎甲4825番地先まで	新	最大 17.8 最小 16.8	33	現道拡幅
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西江戸崎甲4825番地先から	旧	最大 18.3 最小 18.2	9	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西江戸崎甲4820番地先まで	新	最大 32.9 最小 18.2	9	現道拡幅
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西江戸崎甲4820番地先から	旧	最大 23.5 最小 17.9	168	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西江戸崎甲4793番地先まで	新	最大 53.5 最小 18.8	168	現道拡幅
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西江戸崎甲4793番地先から	旧	最大 23.6 最小 18.4	19	
稲敷郡江戸崎町大字犬塚 字於山下1752番地先まで	新	最大 38.2 最小 18.4	19	現道拡幅

茨城県告示第 8 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 9 年 1 月 9 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 里見南中郷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市華川町小豆畑 字坂下 1230 番 3 地先から 北茨城市磯原町内野 字三枚橋 319 番 3 地先まで	旧	メートル 最大 18.0	メートル 67	迂回路設置
		最小 7.5		
北茨城市華川町小豆畑 字坂下 1230 番 3 地先から 北茨城市磯原町内野 字三枚橋 319 番 3 地先まで	新	最大 18.0	67	
		最小 7.5		
北茨城市華川町小豆畑字坂下 208 番から 北茨城市磯原町内野字三枚橋 229 番まで		最大 18.5	88	
		最小 6.0		

茨城県告示第 9 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 9 年 1 月 9 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 里見南中郷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市中郷町大字日棚 字家ノ前 1058 番 4 から	旧	メートル 最大 22.0	メートル 1,120	バイパス新設
		最小 6.2		
北茨城市中郷町大字日棚 字山下 760 番 5 まで	新	最大 22.0	1,120	
		最小 6.2		
		最大 35.0	1,380	
		最小 10.0		

茨城県告示第 10 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 9 年 1 月 9 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 北茨城大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市下君田蓬沢369番1から	旧	メートル 最大 10.0 最小 8.0	メートル 40	
高萩市下君田蓬沢368番1まで	新	最大 10.0 最小 8.0 最大 8.0 最小 4.0	40 45	迂回路設置

茨城県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年1月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道里見南中郷停車場線
- 2 供用開始の区間 北茨城市華川町小豆畑字坂下208番から
北茨城市磯原町内野字三枚橋229番まで
- 3 供用開始の期日 平成9年1月9日

茨城県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年1月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道北茨城大子線
- 2 供用開始の区間 高萩市下君田蓬沢369番1から
高萩市下君田蓬沢368番1まで
- 3 供用開始の期日 平成9年1月9日

茨城県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年1月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道里見南中郷停車場線

- 2 供用開始の区間 北茨城市中郷町大字日棚字家ノ前1062番3から
北茨城市中郷町大字日棚字鳥作822番11地先まで
- 3 供用開始の期日 平成9年1月9日

~~~~~

#### 茨城県告示第14号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
守谷町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
取手都市計画道路事業  
3・4・50号 坂町清水線
- 3 事業施行期間  
平成9年1月9日から平成15年3月31日
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
茨城県北相馬郡守谷町大字守谷字向原, 字柳作, 字新山及び字清水, 松ヶ丘一丁目並びに松ヶ丘5丁目地内
- (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

茨城県告示第15号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
取手市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和62年茨城県告示第1698号
取手都市計画道路事業
3・4・3号 上新町環状線
- 3 事業施行期間
昭和62年12月17日から平成11年3月31日まで
- 4 事業他
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

茨城県告示第16号

平成8年12月4日付け江土改指令第33号で認可した曾根地区の更正換地計画については、豊田新利根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

平成9年1月9日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第17号

平成8年12月4日付け江土改指令第32号で認可した根本地区の更正換地計画については、豊田新利根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

平成9年1月9日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第18号

平成3年2月12日付け土土改指令第4号をもって認可した篠崎牛ノ入地区の換地計画については、つくば市から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成9年1月9日

茨城県土浦土地改良事務所長 富久尾 育 雄

公 告

◎県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営東地区土地改良事業(新生産調整推進排水対策特別事業)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成9年1月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営東地区土地改良事業計画書写し

2 縦 覧 期 間

平成9年1月10日から平成9年2月7日まで

3 縦 覧 場 所

伊奈町役場

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は線下発行) (金 3,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029(221)8111(代)